

知って
おきたい

暮らしとお金のいろは

第14回

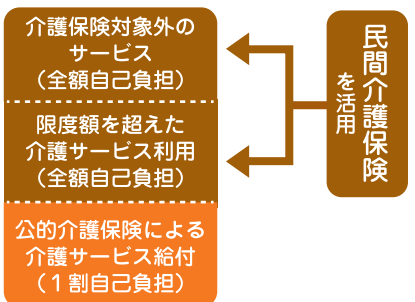
Q 先日、76歳の母が転倒して骨折し、入院しています。退院後は介護が必要だと医師から言われました。入院給付金は医療保険から支払われますが、介護に関する給付は介護施設や自宅介護の場合でも受けられますか。
(50代 女性)

A 医療保険は、治療を目的とした入院に支払われるものです。介護については介護保険を利用するため、現在の医療保険からは適用されないと思われます。介護が必要な時は、**公的介護サービス**を利用される事をお勧めします。

相談者の母親のように、元気だった高齢者が病気やけがで入院し、その後「介護」を必要とするケースが年々増加しています。

入院した場合は、高額療養費制度や後期高齢者医療制度などで実質的な負担は軽減されますが、介護は高額療養費の対象になりません。その代わり、費用の1割を自己負担しますが、要支援や要介護の段階に応じて、サービス(公的介護保険)を受けることが出来ます。

医療技術の進歩によって入院の短期化は進み、介護期間は長期化しています。「豊かで快適な老後生活」のために、公的介護保険と民間の介護保険を上手に組み合わせ、有効に活用しましょう。まずは身近な専門家に相談してみることをお勧めします。



2014年11月現在の税制・税率に基づき作成しています。税制・税率は将来変更される場合がございます。詳しくは「お金のいろは」をご覧ください。また、個別の税務に関する取り扱いは、税理士または所轄の税務署にて確認ください。

協力募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 大森 健一さん

独立系FP事務所(有)ファミリーライフクラモチ所属。AFP・住宅

ローンアドバイザーの資格を活用し、セミナー講師・個別相談等を実施。

募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 土浦市永国9-7-1 ☎0120-1233005

